

厚生労働省令第二十九号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月十七日

厚生労働大臣 坂口 力

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の九中 (136) を (137) とし、(1) から (135) までを (2) から (136) までとし、(2) の前に次のように加える。

- (1) 五・アミノ・一・(二・六・ジクロロ・四・トリフルオロメチルフェニル)・四・エチルスルフィ  
ニル・一H・ピラゾール・三・カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含む製剤

別表第一劇物の項第五十九号を次のように改める。

五十九 メチル「N・「二・「一・(四・クロロフェニル)・一H・ピラゾール・三・イルオキシメチル」フ

エニル」(N・メトキシ)カルバマート(別名ピラクロストロビン)及びこれ含有する製剤

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。